

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究所の連携協力における業務の担当に関する覚書

平成24年4月1日付で締結した「大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書」第6条の規定に基づき、国立大学法人金沢大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人千葉大学及び国立大学法人福井大学（以下「連携大学」という。）の教員を国立大学法人大阪大学に設置する大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所（以下「研究所」という。）に係る業務を担当させるにあたり、当該教員の労働条件等の取扱いについて、各国立大学法人（以下「構成大学」という。）は、次のとおり合意する。

（定義）

第1条 この覚書で「業務の担当」とは、連携大学の教員が当該大学に在籍したまま、大学院設置基準第8条第4項及び第9条の規定に基づく研究所の専任教員（以下「担当教員」という。）として、研究所の教育研究業務を担当することをいう。

（業務の担当）

第2条 連携大学の学長は、当該教員の研究所に係る業務の担当を、連携大学における職務の範囲内として研究所の業務に従事させる。

2 担当教員が業務を担当する期間は、構成大学が協議の上、決定する。

（労働条件）

第3条 研究所の業務遂行上における担当教員の労働条件は、当該連携大学の就業規則等の定めるところによる。

（職位）

第4条 担当教員の研究所における職位は、当該担当教員が所属する連携大学での職位とする。

（国家公務員共済組合法等の適用）

第5条 担当教員に係る国家公務員共済組合法、雇用保険法及び労働者災害補償保険法の適用等は、当該担当教員が所属する連携大学の責任においてこれを管理する。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事態又は疑義が生じたときは、構成大学が協議の上、速やかにこれを処理する。

（覚書の変更）

第7条 この覚書の変更は、構成大学が協議の上、総意により行うものとする。

（附帯事項）

第8条 この覚書は、5通作成し、構成大学において各1通を所持する。

(効力)

第9条 この覚書は、平成24年4月1日から効力を有する。

平成24年4月1日

国立大学法人大阪大学長

印

国立大学法人金沢大学長

印

国立大学法人浜松医科大学長

印

国立大学法人千葉大学長

印

国立大学法人福井大学長

印